

## (仮称) 秋田市再犯防止推進計画の策定

### 再犯防止推進に関する動向について

#### 1 これまでの再犯防止推進に関する取組について

- ・ これまでは、法務省等の専門機関が、犯罪者に官民の支援を受けられるよう調整していた。
- ・ しかし、犯罪者が生活支援や保健医療、修学機会等の行政サービスを受けられない（受給方法がわからない）といった課題が生じている。
- ・ このため、生活が安定する前に支援が途切れ、再犯事例が増加傾向にある。

#### 2 再犯防止推進法の施行について

このような現状に対応するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に国会で成立・施行した。また、同法の規定に基づき、国の再犯防止推進計画が平成29年12月に閣議決定された。

さらに、秋田県の再犯防止推進計画が令和2年3月に策定された。

#### ○法の概要（地方公共団体関連部分）

項目	内容
国等の責務 (第4条)	地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務
地方再犯防止推進計画(第8条)	都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務
地方公共団体の責務(第24条)	国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じ、国の施策を講ずる努力義務

#### 3 法施行により期待されること

国と地方公共団体が連携することで、犯罪者が行政による支援策を幅広く活用できる機会が増加し、再犯防止が期待される。

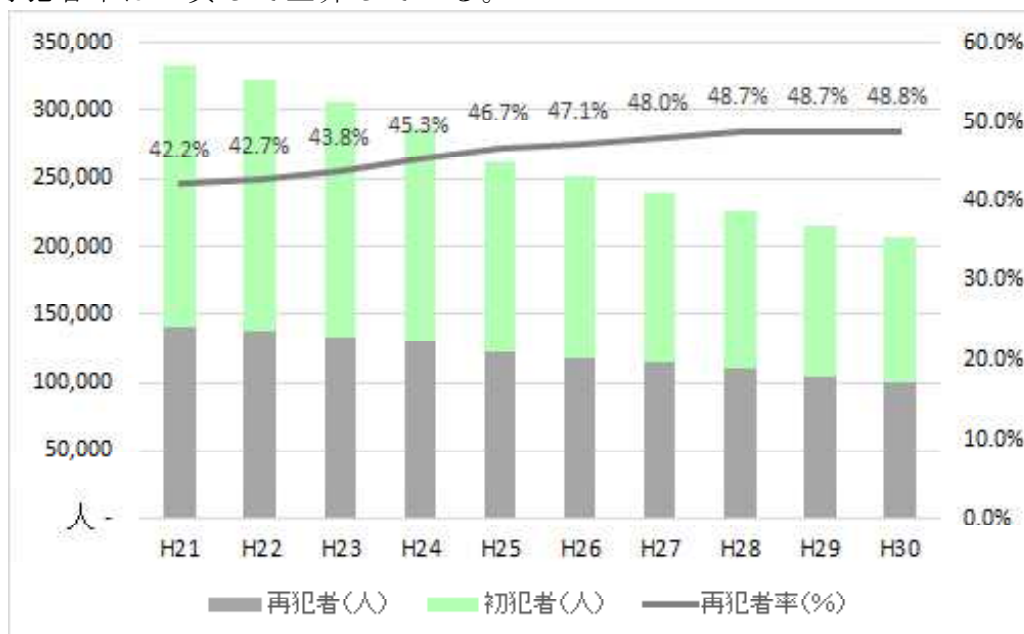
## 【参考情報】秋田市における再犯防止の現状等

## 1 刑法犯の再犯者率の推移

## (1) 全国の状況

刑法犯の検挙人員は減少している。

初犯者数は減少しているものの、再犯者数は初犯者数ほど減少しておらず、再犯者率は一貫して上昇している。



資料 平成30年版 犯罪白書

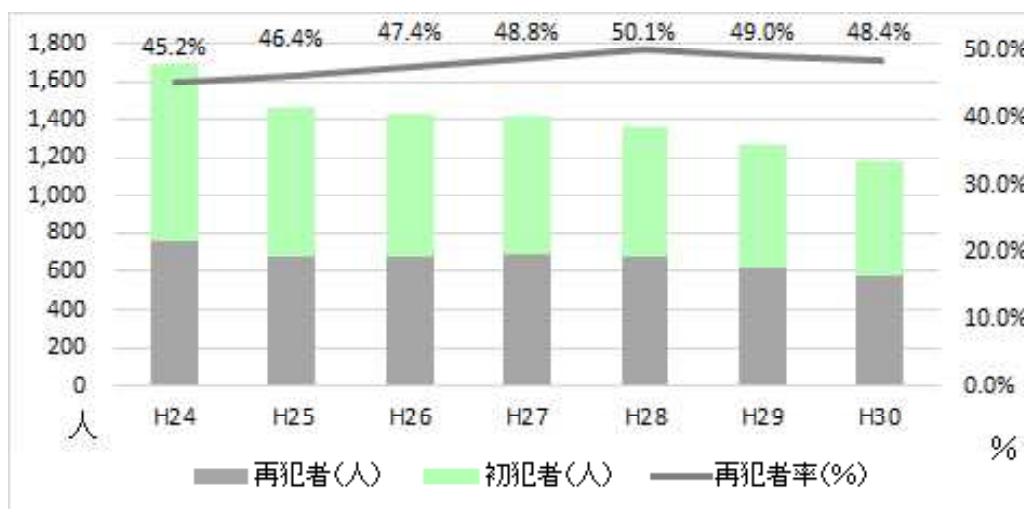
注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## (2) 秋田県の状況

全国の状況と同様に、再犯者率は40%台後半で推移している。

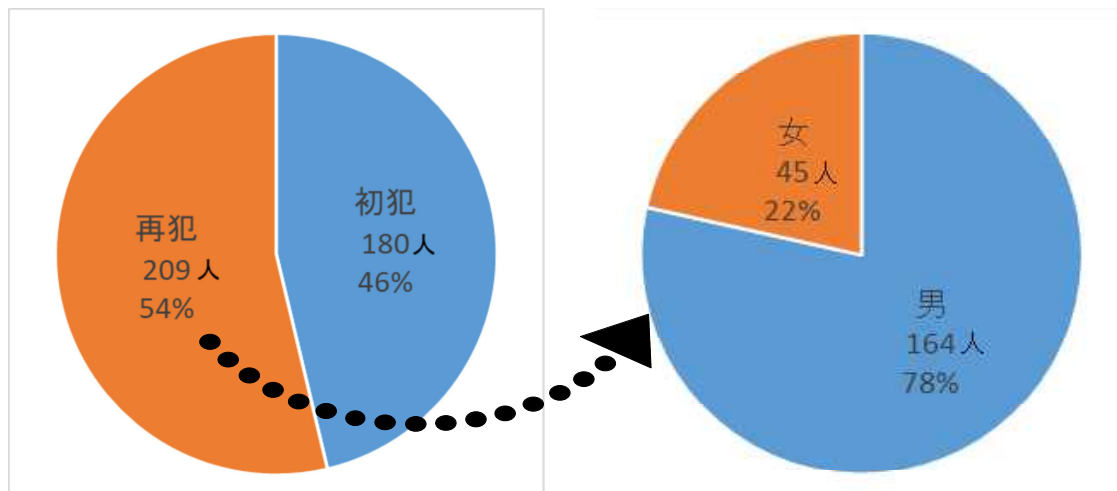


資料 秋田保護観察所提供

注 秋田保護観察所からの依頼に基づく県警察本部の回答による。

(3) 秋田市の状況

全国および秋田県の再犯者率は40%台後半で推移しているものの、秋田市は54%と再犯者率が高い。また、男性の割合が78%と多い。



資料 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

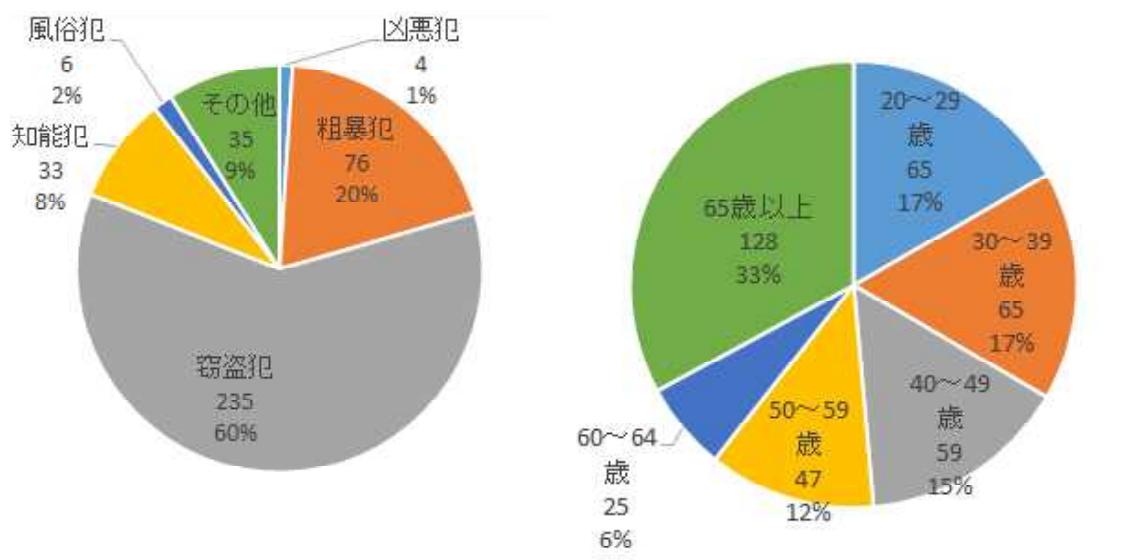
注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯罪時年齢が20歳以上のものを計上している。

2 秋田市における検挙人員（少年を除く）の状況

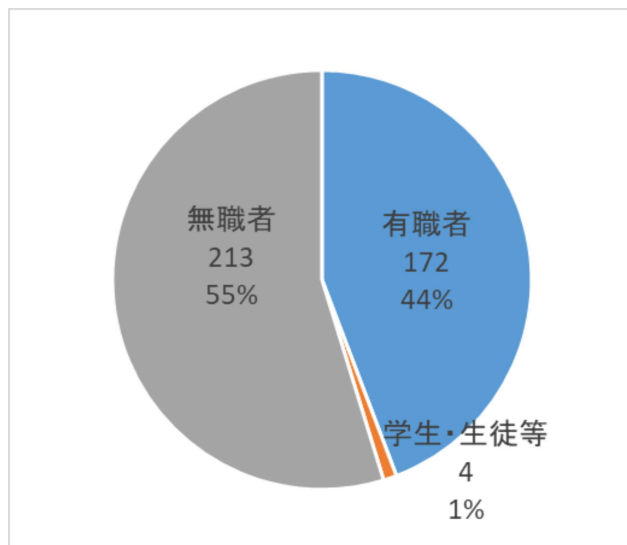
(1) 罪種別、年齢別検挙人員

検挙人員全389人のうち、窃盗犯が235人と最も多く、6割となっている。また、65歳以上が128人と最も多く全体の3分の1となっている。



## (2) 犯罪時の職業別検挙人員

検挙人員全389人のうち、無職者が213人と過半数となっている。



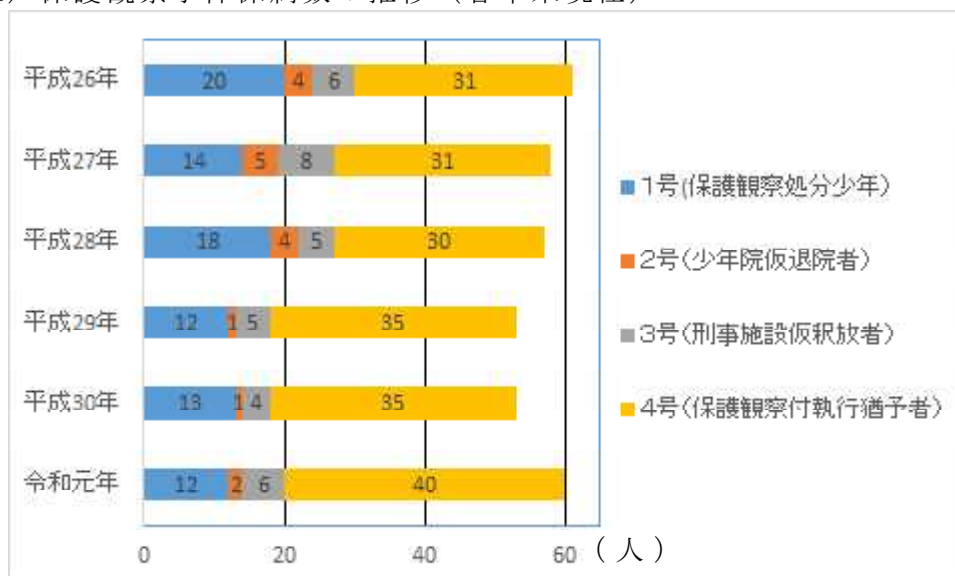
資料 法務省矯正局提供データを基に秋田市作成

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず前科又は前歴を有する者をいう。

2 犯罪時年齢が20歳以上のものを計上している。

## 3 秋田市における保護観察事件の状況

## (1) 保護観察事件係属数の推移（各年末現在）

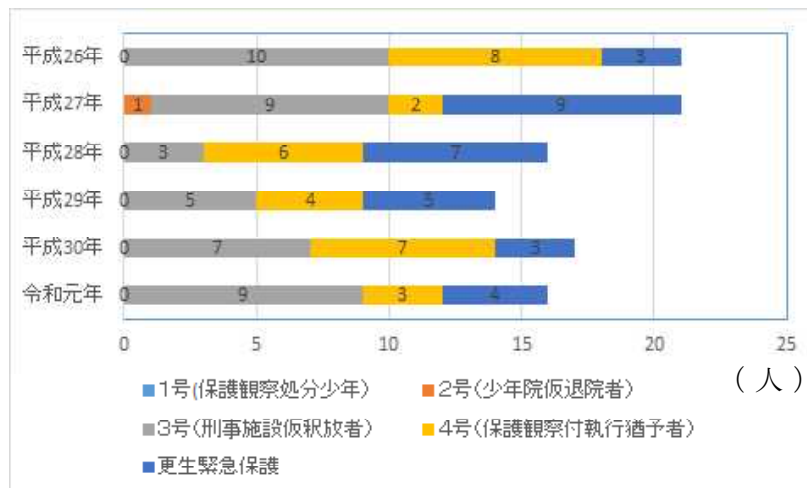


単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1号(保護観察処分少年)	20	14	18	12	13	12
2号(少年院仮退院者)	4	5	4	1	1	2
3号(刑事施設仮釈放者)	6	8	5	5	4	6
4号(保護観察付執行猶予者)	31	31	30	35	35	40
計	61	58	57	53	53	60

資料 秋田保護観察所提供

## (2) 更生保護施設秋田至仁会の状況（各年末現在）



単位：人

保護観察事件統計(至仁会)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1号(保護観察処分少年)	0	0	0	0	0	0
2号(少年院仮退院者)	0	1	0	0	0	0
3号(刑事施設仮釈放者)	10	9	3	5	7	9
4号(保護観察付執行猶予者)	8	2	6	4	7	3
更生緊急保護	3	9	7	5	3	4
計	21	21	16	14	17	16

資料 秋田保護観察所提供

## (3) 特別調整事件係属数の推移と罪種別内訳（各年末現在）

## ア 特別調整事件係属数の推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別調整	6	11	7	7	5	6
特別調整を受ける者の平均年齢	60.3	64.2	67.3	73.1	62.0	60.8
特別調整を受ける者の最高齢	68	83	80	81	75	77

## イ 特別調整事件の罪種別内訳（過去5年の年末現在係属分の累計）

主な罪種別	人
公務執行妨害	1
住居侵入	1
建造物侵入	1
殺人未遂	1
常習累犯窃盗	16
窃盗	9
詐欺	4
器物損壊	2
覚醒剤取締法違反	1
計	36

※特別調整

高齢又は障がいのため、自立した生活が困難であって、かつ適当な帰住先のない者について、出所後の帰住先や必要な福祉サービス等の調整を行うもの。

資料 秋田保護観察所提供

## 秋田市再犯防止推進計画（骨子案）

### 1 計画策定の趣旨

我が国の刑法犯の検挙人員は毎年減少しているものの、再犯者率は上昇しており、国および秋田県ではおよそ40%台後半で推移している。

本市では、再犯率が54%となっており、国および県よりも高くなっている。

また、本市の年齢別検挙人員では、65歳以上の割合が最も多く、全体の3分の1となっている。

このような状況の中、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、国で策定した再犯防止推進計画を勘案して、地方公共団体も推進計画を策定することが努力義務化されたことから、「秋田市再犯防止推進計画」を策定する。

### 2 計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がなく生活が困窮している者、薬物依存のある者、高齢で身寄りがいない者、障がいを抱えている者など地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在するため、地域における支援が必要であるとされている。

このような状況を踏まえ、本計画に基づき適切な再犯防止策を講じることにより、市民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

### 3 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画（都道府県および市町村に策定の努力義務）

### 4 計画の対象者

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年もしくは非行少年だった者とする。

5 計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

6 基本方針および重点課題

国・県の計画および市の実情を踏まえ、取組の方向性を記載することとする。

本市としては、高齢者や障がい者、生活困窮者に関する相談を実施しているほか、中核市として保健所を設置していること、協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じていることなどを考慮し、4 項目を重点課題に位置づける。

また、重点課題の下に、施策および取組を体系づける。

重点課題 1 就労と居場所の確保による支援

重点課題 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

重点課題 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

重点課題 4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進

## 7 施策体系一覧表

重点課題	施策	取組
1 就労と居場所 の確保による 支援	(1) 就労の確保	①保護観察対象者の雇用 ②協力雇用主に対する入札参加資格審査 での優遇措置 ③協力雇用主に対する総合評価落札方式 での優遇措置 ④雇用促進、労働相談
	(2) 居場所の確保	①市営住宅への公平な入居機会の配慮 ②セーフティネット住宅の登録促進 ③生活困窮者の自立支援 ④生活保護
2 保健医療・福 祉サービスの 提供による支 援	(1) 高齢者や障が い者等への支援	①福祉保健サービスの提供 ②精神保健サービスの提供 ③地域福祉計画との連携
	(2) 薬物依存者へ の支援	①薬物乱用防止教育 ②精神保健サービスの提供（再掲）
3 学校等と連携 した修学支援 と非行防止等 の推進	(1) 修学支援	①スクールカウンセラーの配置 ②広域カウンセラーの派遣 ③心のふれあい相談会
	(2) 非行防止	①少年の健全育成および非行防止 ②いじめ防止 ③薬物乱用防止教育（再掲） ④スクールカウンセラーの配置（再掲） ⑤広域カウンセラーの派遣（再掲） ⑥心のふれあい相談会（再掲）
4 民間協力者等 の活用の促 進、広報・啓 発活動の推進	(1) 民間協力者等 の活動促進	①更生支援に関する相談・取次ぎ ②地域や警察機関等と連携した防犯活動 ③保護司会等の活動支援 ④子どもの安全対策
	(2) 広報・啓発活 動の推進	①社会を明るくする運動への支援 ②犯罪被害者の支援



## 重点課題 1 就労と居場所の確保による支援

### (1) 就労の確保

#### 【現状と課題】

本市では、協力雇用主に対する入札参加資格審査および協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置などを講じている。

しかしながら、前科等があることにより、求職活動が円滑に進まないことがあること、いったん就職しても、必要な知識や社会人としてのマナーなどを身につけていないため、離職する可能性があることなどの課題が生じている。

#### 【取組（関係課所）】

① 保護観察対象者の雇用 (人事課)	安定した就労先と職業体験機会の提供を目的として、保護司会から推薦された保護観察対象者を選考のうえ、本市の会計年度任用職員として雇用することとする。
② 協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置 (契約課)	建設工事の入札参加資格がある建設業者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、等級格付の加点対象とする。
③ 協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置 (契約課)	秋田市総合評価落札方式で落札者を決定する際、価格以外の要素として、入札参加者が保護観察対象者等の協力雇用主として保護観察所に登録している場合又は保護観察対象者等を雇用している場合は、加点対象とする。
④ 雇用促進、労働相談 (企業立地雇用課)	ハローワーク求人情報（常用・パート）を市庁舎や市民サービスセンターに掲示し、最新の情報を提供する。

## (2) 居場所の確保

## 【現状と課題】

本市には、更生保護法人秋田至仁会が運営する更生保護施設が整備され、宿泊場所の提供と自立支援に尽力している。

しかしながら、帰住できない者の割合が増加傾向にあることから、地域社会において安定した生活を送るため、引き続き、適切な帰住先の確保が重要である。

## 【取組（関係課所）】

①市営住宅への公平な入居機会の確保（住宅整備課）	市営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づく公平な入居機会の確保に努める。
②セーフティネット住宅の登録促進（住宅整備課）	保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録が、促進されるように努める。
③生活困窮者の自立支援（福祉総務課）	生活困窮者自立支援事業を通じて、住居の確保や就労に関する支援を行う。
④生活保護（保護第一課、保護第二課）	生活保護受給者のうち、犯罪を犯した者等に対し、ハローワークと連携し、専門の支援員が就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を行う。

## 重点課題 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

### (1) 高齢者や障がい者等への支援

#### 【現状と課題】

本市では、犯罪の有無に関わらず、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、取り組んでいる。

しかしながら、本人が入所を希望しないことなどにより、社会福祉施設への適切な入所につながらない事態が生じている。

#### 【取組（関係課所）】

① 福祉保健サービスの提供 (障がい福祉課、長寿福祉課、介護福祉課)	福祉保健サービスは、犯罪歴の有無にかかわらず、個々の状態に応じて公平に受けることができるため、継続実施する。
② 精神保健サービスの提供 (健康管理課)	精神医療が必要な方への支援に取り組む。 ・ ころの健康相談 ・ 自立支援医療（精神通院）申請受理、交付 ・ 精神障害者保健福祉手帳申請受理、交付 ・ 精神障がい者交通費補助事業実施
③ 地域福祉計画との連携 (福祉総務課)	地域福祉計画の改定に際して、犯罪歴のある高齢者や障がい者等に関する支援を盛り込むことを検討する。

## (2) 薬物依存者への支援

## 【現状と課題】

本市では、薬物乱用防止教育や自立支援医療（精神通院）に関する取り組みを進めている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等について一貫性のある支援を行う必要があるため、関係機関の連携をさらに進める。

## 【取組（関係課所）】

① 薬物乱用防止教育（学校教育課）	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その危険性について理解を深め、適切な行動選択と意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止指導員から学ぶ活動を実施する。
② 精神保健サービスの提供※再掲（健康管理課）	精神医療が必要な方への支援に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころの健康相談</li> <li>・ 自立支援医療（精神通院）申請受理、交付</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳申請受理、交付</li> <li>・ 精神障がい者交通費補助事業実施</li> </ul>

## 重点課題 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

### (1) 修学支援

#### 【現状と課題】

現在では、ほとんどの者が高等学校に進学する状況の一方、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。

本市としては、スクールカウンセラーによる悩み相談、適応指導教室「すくうるみらい」の専門相談員による学習支援などを実施している。

しかしながら、犯罪をした者等に対して、継続した学びや進学・復学のための支援が十分でないことなどの課題がある。

#### 【取組（関係課所）】

① スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	教育相談体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーを配置する【県事業】
② 広域カウンセラーの派遣 (学校教育課)	小学校でのカウンセリング等に対応するため、学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育相談体制の一層の充実を図る。【県事業】
③ 心のふれあい相談会 (学校教育課)	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機会を設け、不登校または不登校傾向にある児童生徒の保護者を支援する。

## (2) 非行防止

## 【現状と課題】

本市としては、少年の健全育成や非行防止、いじめ防止などの取り組みを進めている。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることなどの課題がある。

## 【取組（関係課所）】

①少年の健全育成 および非行防止（子 ども未来センター・ 少年指導センター）	少年指導委員による街頭巡回、広報啓発活動、 環境浄化活動に取り組むほか、専任の相談員に よる相談に応じる。
②いじめ防止 （学校教育課）	秋田市いじめ防止基本方針や、いじめ防止に関 する関係機関と連携した秋田市の取組をリーフ レットにまとめ、市立小・中・高等学校の全児 童生徒および市民センター等に配布する。また、 保護者や教員を対象に外部の専門家を講師とし た講演会を開催する。
③薬物乱用防止教 育※再掲 （学校教育課）	薬物乱用の弊害やたばこ等の体への影響、その 危険性について理解を深め、適切な行動選択と 意思決定ができるよう、学校薬剤師や警察署職 員、法務少年支援センター職員、税関職員、薬 物乱用防止教育講師認定資格者や薬物乱用防止 指導員から学ぶ活動を実施する。【県事業】
④スクールカウ ンセラーの配置※再 掲（学校教育課）	教育相談体制の充実を図るために、中学校にス クールカウンセラーを配置する。【県事業】
⑤広域カウンセ ラーの派遣※再掲 （学校教育課）	小学校でのカウンセリング等に対応するため、 学校の依頼によりカウンセラーを派遣し、教育 相談体制の一層の充実を図る【県事業】
⑥心のふれあい相 談会※再掲 （学校教育課）	専門的な知識を有する臨床心理士との個別面談 や、同じ悩みを抱える保護者同士が語り合う機 会を設け、不登校または不登校傾向にある児童 生徒の保護者を支援する。

## 重点課題 4 民間協力者等の活用の促進、広報・啓発活動の推進

### (1) 民間協力者等の活動促進

#### 【現状と課題】

本市においては、保護司候補者検討協議会への参画や補助金の交付といった、ボランティアや団体などの民間の協力者に対して支援している。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、民間ボランティアや団体の担い手が減少傾向にあることなどにより、民間協力者による再犯防止の活動促進に当たっては課題がある。

#### 【取組（関係課所）】

① 更生支援に関する相談・取次ぎ (福祉総務課)	民間協力者による再犯防止の活動促進のため、相談や手続の取り次ぎを行う。
② 地域や警察機関等と連携した防犯活動 (生活総務課)	自主的な防犯活動を実施している 3 防犯協会に対して補助金を交付する。
③ 保護司会等の活動支援 (福祉総務課、子ども未来センター・少年指導センター)	犯罪予防活動などに取り組んでいる同会に関して、補助金を交付するとともに、保護司の人材育成支援に取り組む。
④ 子どもの安全対策 (学事課)	<p>多様な関係機関と連携し、地域社会全体で学校安全や子どもたちを見守る体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、市防犯協会や各警察、市 P T A 連合会、市小中学校長会などの関係機関と連携</li> <li>・学校敷地内における不審者に対する警戒と侵入を防止するため、全市立小学校に警備員 1 名を配置</li> <li>・学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア (スクールガード) の養成講習会を開催</li> <li>・「秋田っ子まもるメール」により、不審者等に関する情報を配信し、市民へ注意喚起</li> </ul>

## (2) 広報・啓発活動の推進

## 【現状と課題】

本市においては、社会を明るくする運動への支援など再犯防止に関する広報・啓発活動に努めてきた。

しかしながら、市民の理解と関心が十分に深まっていないほか、広報・啓発活動の際は、犯罪をした者等に犯罪の責任や被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえるなど、犯罪被害者に配慮した取組を進める必要がある。

## 【取組（関係課所）】

① 社会を明るくする運動への支援 (子ども未来センター・少年指導センター)	再犯防止啓発月間（7月）に合わせて秋田市推進委員会を組織し、様々なPR活動に取り組む。
② 犯罪被害者の支援 (市民相談センター)	犯罪被害者等支援の総合対応窓口を運営する。



今後の予定について
-----------

年 月	内 容
令和 2 年 7 月 27 日	第 1 回庁内連絡会（現状・課題の把握、骨子案審議） ↓
8 月 4 日	第 1 回秋田市社会福祉審議会地域福祉分科会（現状・課題の把握、骨子案審議）
10 月	第 2 回庁内連絡会（素案審議） ↓
10 月	第 2 回秋田市社会福祉審議会地域福祉分科会（素案審議）
12 月	素案を厚生委員会で説明・パブリックコメント実施
令和 3 年 2 月	第 3 回庁内連絡会（成案審議） ↓
2 月	第 3 回秋田市社会福祉審議会地域福祉分科会（成案審議） ↓
2 月	第 2 回秋田市社会福祉審議会全体会（成案審議・答申）
3 月	計画を厚生委員会で説明後、公表
令和 3 年度～	計画の進行管理